

臨時特例つなぎ資金貸付条件等一覧

平成30年4月1日

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
臨時特例つなぎ資金	<p>離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付ける資金</p> <p>原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件</p>	10万円以内			申請していた公的給付又は公的貸付が決定し、当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1月以内。 ただし、これによりがたい場合には、月賦償還の方法により償還を行うものとする。	無利子 延滞利子無	不要